給与から引かれる税金から

定額減税が控除されます！

控除額を正しく計算する必要があります。

扶養親族の数に変動があった方は5月中に変更内容を〇〇まで連絡してください！

また、令和６年６月１日までに入社された方は「扶養控除等申告書」を提出してください！

◆定額減税額

所得税　令和６年６月以降に支給される給与から

　**３万円　×　扶養親族の数**

住民税　令和６年７月以降に支給される給与から

　**1万円　×　扶養親族の数**

◆対象者

　甲欄で令和６年６月１日以前に入社された方

* 合計所得金額が1,805万円を超える方は定額減税の適用がないため、年末調整で結局減税額を戻していただくことになります。（副業などされている方は確定申告で戻入）

◆扶養親族の注意点

・16歳未満の扶養親族に対しても定額減税の対象となります。

・扶養されていても、その扶養親族が海外在住（海外留学生など）の場合には対象となりません。

※昨年の所得税が定額減税額以下の人については、市町村から「給付金」の支給がある可能性が高いです。

　給付があった場合には、その給付書類を大切に保管して下さい。

　年末調整の際に必要となるかもしれません。（発表前）